

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成21年
2月2日
(月曜日)

大津地区	橋本川	阿北地区	同一の単位とされ る集団の区域	行政単位区域	
				行	政
長門市	域び萩市(平成川上村、阿武郡阿東町)に限る。	田川市(平成川上村、阿武郡佐町及び福栄村)の区域に限る。	萩市(平成川上村、阿武郡佐町及び福栄村)の区域に限る。	行政単位区域	行政単位区域
三四三・〇〇	九〇一・三九	五四・九〇	(ヘクタール)	(ヘクタール)	(ヘクタール)
一三九・六九	一一一・三七	一七四・八五	土砂流出防備	土砂流出防備	土砂流出防備

山口県告示第三十六号

平成二十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成二十二年三月一日

山口県知事
二井関成

二 魚つき保安林

豊浦地区	厚東川～厚狭川	宇部市	美祢市	山陽小野田市	下関市
大島地区	佐波川	椹野川	口市並びに吉敷郡(秋穂町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。)	山口市(平成十七年九月三十日における波郡徳地町の区域に限る。) 防府市	山口市(平成十七年九月三十日における波郡徳地町の区域に限る。) 防府市
大島郡周防大島町	由宇川～柳井川	田布施川～島田川	徳山地区	大島郡周防大島町	大島郡周防大島町
び国岩市(美市和並びに町並みの区域に限る。) 錦町(平成十八年三月十九日における木町及岩町)と河原町(平成十九年三月十九日における木町及岩町)の区域に限る。	河原町(平成十九年三月十九日における木町及岩町)と河原町(平成十九年三月十九日における木町及岩町)の区域に限る。	郡上郡(由宇～柳井市)と郡下郡(河原町及び周東町)の区域に限る。	光市(周南市)と熊毛町(郡熊毛町の区域に限る。)	下松市(周南市)と新南陽市及び郡鹿野町(平成十五年四月二十日における熊毛町の区域に限る。)	下松市(周南市)と新南陽市及び郡鹿野町(平成十五年四月二十日における熊毛町の区域に限る。)
				四〇〇・六五	七三〇・一〇
	五〇二・七七	一四・六六	一	一五六・三二	二七七・四三
	一〇八・一三	一五七・一三	六五・一四	一五六・三二	三三八・一四
六・九八				二九四・一六	二二四・七七
				三六八・〇九	一六三・九一

平成
二十二年二月二日発行

発行
行所

山口県知事

定価一箇月 金三千七百円（送料共）